

## 検見川ビーチフェスタ

初夏の日差しあふれる検見川の浜で、潮風を感じながら、ビーチを楽しみませんか。

**日時** 5月28日(日)10:00~16:00  
雨天中止

**会場** 稲毛ヨットハーバー周辺  
(稲毛海浜公園内)

**内容** フラダンスショー、キッチンカーなど



### ヨット体験

対象18~69歳 定員6人 料金1,000円

### ビーチヨガ

対象小学生以上の方 定員30人 料金500円

申し込み方法など詳しくは、[検見川ビーチフェスタ](#)

検見川ビーチフェスタ実行委員会(緑政課内)

☎245-5789 FAX245-5885

## 千葉氏公開市民講座「千葉氏と浄土信仰」

中世の人々は、阿弥陀如来に祈って極楽往生を願いました。高僧たちの教えによって、房総の地に広まった浄土信仰と千葉氏の関わりについて考えます。

**日時** 6月10日(土)13:30~16:00

**会場** 蘇我コミュニティセンター  
ハーモニープラザ分室

**内容** 植野英夫さん(公益財団法人県教育振興財団)による講演。

**定員** 200人

**申込方法** 5月19日(金)必着。往復はがき(1人1通)に必要事項12面を明記して、〒260-0856中央区亥鼻1-6-1千葉市立郷土博物館へ。電子申請も可。[千葉氏公開講座](#)

郷土博物館 ☎222-8231 FAX225-7106

月曜日(祝・休日の場合は翌日)休館



来迎寺 五輪塔(市指定文化財)

## 安全で快適な道路に

市では、道路を安全で快適に利用できるよう、さまざまな助成を行っています。また、道路には利用のルールがあります。垣根や植木の管理や看板設置の手続きなど、ルールを守り、安全で快適に道路を利用しましょう。

### 私道の整備費用を助成

生活環境の向上のため、公共的に利用されている私道の舗装と排水施設の整備を行う方に、必要な費用の一部を助成しています。



#### 主な要件

- ・通勤、通学、買い物など、一般の交通に使用されている私道
- ・私道の敷地所有者やほかの権利を有する者の同意が得られる
- ・私道に接続する道路が整備されている
- ・排水先が確保されている
- ・工事に支障となる地下埋設物がない
- ・私道に接する斜面が工事に支障のない程度に保護されている
- ・私道に出入り口を有する、所有者の異なる居住家屋が2軒以上ある(所有者が3親等内の親族の家屋は、1軒として扱います)

#### 助成率

私道の状況	私道の幅員および居住家屋の軒数	助成率*
通り抜け道路	①最小幅員が2.7m以上	9割
	②最小幅員が2.7m未満	8割
行き止まり道路	③最小幅員が2.7m以上、かつ私道に出入り口を有する家屋が5軒以上	8割
	④最小幅員と家屋軒数のいずれかまたは両方が③の条件を下回る場合	6割

\*いずれも800万円が上限

**リーフレット** 土木事務所、土木管理課(市役所新庁舎3階)、区役所地域づくり支援課で配布。

要件など詳しくは、各土木事務所へお問い合わせください。

### 垣根や樹木の枝が道路に出ていませんか

垣根や樹木の枝が道路にはみ出していると、交通標識が見えにくくなるだけでなく、道路が狭くなり、通行の支障となります。また、台風などにより枝が折れても、同様に通行の支障となります。

敷地内にある垣根や枝は切り払うなど、所有者が適切に管理してください。



土木事務所管理課

中央・美浜 ☎232-1151 FAX232-1155 花見川・稲毛 ☎257-8841 FAX257-8777

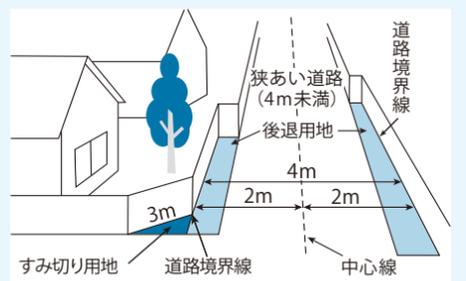
若葉 ☎306-0655 FAX306-0968 緑 ☎291-7121 FAX291-7742



### 後退用地・すみ切り用地の寄付に対して助成金などを交付

狭い道路を拡幅するため、後退用地やすみ切り用地の寄付に対し、助成金などを交付しています。

すでに後退が完了した用地についても受け付けをしています。詳しくは、お問い合わせいただくか、ホームページまたはリーフレットをご覧ください。



**対象** 幅員4メートル未満の市道の中心線から2メートルの後退用地またはすみ切り用地

**内容** ・後退用地やすみ切り用地にある門・塀などの撤去、樹木の移植、公共汚水ます・量水器の移設などに対して助成金を交付  
・すみ切り用地の寄付に対して奨励金を交付  
・後退用地やすみ切り用地の整備・維持管理は市が行います。

**リーフレット** 建築指導課(5月8日(月)から市役所新庁舎4階)、区役所地域づくり支援課、土木事務所で配布。

申込方法など詳しくは、[千葉市 狭い道路拡幅](#)

建築指導課 ☎245-5856 FAX245-5888(5月8日(月)からFAX245-5887)

### 道路の上空に看板を出すときは占用許可が必要です

道路(上空や地下も含む)を継続的に使用するには、市などの道路管理者の許可が必要です。道路上空に突き出る看板類については、道路法と屋外広告物条例に基づく許可が必要で、それぞれ土木事務所と都市政策課への手続きが必要です。

また、道路の上空占用に伴い、道路占用料と屋外広告物許可申請手数料がかかります。

許可できる基準など詳しくは、

[千葉市 道路上空 看板](#)

\*置き看板やのぼり旗などは許可できません。

都市政策課 ☎245-5307 FAX245-5693(5月8日(月)からFAX245-5559)

